

京都市告示第 237 号

景観法施行規則第 31 条第 4 項の規定により、建築等計画概要書及び景観法令による処分の概要書の閲覧について、閲覧の場所及び閲覧に関する規程を次のとおり定めます。

平成 17 年 6 月 13 日

京都市長 榊 本 頼 兼

- 1 建築等計画概要書及び景観法令による処分の概要書（以下「概要書」という。）の閲覧場所を都市計画局都市景観部都市景観課内に置く。
- 2 概要書を閲覧することができる日は、次に掲げる日以外の日とする。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで
- 3 概要書の閲覧時間は、前項の日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。
- 4 前 3 項にかかわらず、市長は、概要書を整理する必要があるときその他必要があると認めるときは、閲覧場所、閲覧日又は閲覧時間を臨時に変更することがある。
- 5 概要書を閲覧しようとするときは、別紙様式による閲覧申請書を市長に提出しなければならない。
- 6 概要書は、閲覧場所以外の場所で閲覧してはならない。
- 7 概要書の閲覧を申請した者が、次の各号のいずれかに該当するときは、概要書の閲覧を禁止し、又は制限することがある。
 - (1) 概要書を汚損し、若しくは破損し、又はこれらの行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (2) 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又は迷惑を及ぼす行為をするおそれがあると認めら

れるとき。

(3) 職員の指示に従わないとき。

様式

閱 覧 申 請 書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名 (電話 -) (印)

景観法第80条の規定により閲覧を申請します。	
閲覧する書類の種類	<input type="checkbox"/> 建築等計画概要書 <input type="checkbox"/> 景観法令による処分の概要書
建築物	認定年月日 及 び 認定番号 認定日 年 月 日 認定番号 第 号
又 は	所在地 京都市 区
工作物	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
	建築等工事主等 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)
閲覧の理由	<input type="checkbox"/> 1 設計事務・不動産取引事務・法律事務等業務上の閲覧 <input type="checkbox"/> 2 官公庁の業務上の閲覧 <input type="checkbox"/> 3 その他の閲覧 ()

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

注2 認定の年月日及び認定番号は、都市景観課の担当者にお聞きください。

(都市計画局都市景観部都市景観課)